

令和3年度

第1回

財政援助団体等監査報告書
(指定管理者監査その1)

指定管理者

福生市商工会

所管部課

都市建設部 道路下水道課

福生市監査委員

財政援助団体等監査報告書（指定管理者監査）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

施設名：福生市営福生駅西口駐車場

指定管理者：福生市商工会

所管部課：都市建設部 道路下水道課

第3 監査の期間

令和3年10月6日から令和3年12月24日まで

[説明聴取日 令和3年11月1日]

第4 監査の主な着眼点及び実施内容

次の点を主眼に、公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を行い、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

1 所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

2 指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

第5 指定管理の概要

1 目的

民間事業者の能力を活用し、駐車場利用者へのサービスの向上及び駐車場の効率的な管理を行い、もって地域の商業振興を図る。

2 事業の名称・内容

福生市営福生駅西口駐車場指定管理委託

3 施設の名称

福生市営福生駅西口駐車場
福生市本町 92 番地 1

4 指定管理者名・代表者

福生市商工会
会長 山下 真一

5 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（5 年間）

6 指定管理委託料

支払実績なし（基本協定書において、指定管理者が管理運営に必要な経費を全て利用料金で賄うものとなっている。）

第6 監査の結果

福生市営福生駅西口駐車場の指定管理者である福生市商工会及び所管課について、福生市監査基準（令和 2 年 3 月 26 日決定）に準拠し監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務の執行が当該指定管理委託の目的に沿って行われているかということについては、重要な点においておおむね認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1 指摘事項

（1）基本協定書の引用規定の誤りについて

基本協定書第 30 条第 2 項では、「乙は、甲が第 43 条第 1 項の規定により、事業年度途中において指定管理者の指定の取消し等を行ったときは、～」と規定さ

れているが、第 43 条は備品等の扱いであり、甲による指定の取消し等は第 44 条で規定されている。

基本協定書は、指定管理者制度を導入する主目的、意義及び最も重要な考え方を記載するものである。正しい内容となるよう、すみやかに対応されたい。

(2) 運営管理業務の第三者による実施について

基本協定書第 19 条では、指定管理者は業務の一部を第三者に委託する場合は事前に市に承認を求めると定められており、同第 54 条では、承認は書面により行うことと定められている。

しかしながら、指定管理者は市に対し、事前に書面による承認を求めることなく口頭のみで確認し、運営管理業務等を第三者に委託していた。また、所管課は、指定管理者が第三者との契約締結後に市へ提出した「業務委託契約書」により実態を把握するにとどまり、指定管理者に対し、基本協定書に定められた手続についての指導を行わず、承認についても書面による発出をしていなかった。

所管課及び指定管理者は、基本協定書を遵守し、書面による事前承認の手続を徹底されたい。

令和3年度

第1回

財政援助団体等監査報告書
(指定管理者監査その2)

指定管理者

福生市商工会

所管部課

教育部 生涯学習推進課

福生市監査委員

財政援助団体等監査報告書（指定管理者監査）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

施設名：扶桑会館

指定管理者：福生市商工会

所管部課：教育部 生涯学習推進課

第3 監査の期間

令和3年10月6日から令和3年12月24日まで

[説明聴取日 令和3年11月2日]

第4 監査の主な着眼点及び実施内容

次の点を主眼に、公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を行い、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

1 所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

2 指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

第5 指定管理の概要

1 目的

民間事業者の能力を活用し、地域住民等に対するサービスの向上及び施設の効率的な管理を行い、もって地域社会の福祉の増進と文化の向上を図る。

2 事業の名称・内容

扶桑会館指定管理委託

3 施設の名称

扶桑会館

福生市本町 92 番地 5

4 指定管理者名・代表者

福生市商工会

会長 山下 真一

5 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 (5 年間)

6 指定管理委託料

令和元年度 13,082,000 円 (決算額)

令和 2 年度 15,720,250 円 (決算額)

令和 3 年度 17,219,000 円 (契約額)

令和 4 年度 17,531,000 円 (収支計画額)

令和 5 年度 19,198,000 円 (収支計画額)

第6 監査の結果

扶桑会館の指定管理者である福生市商工会及び所管課について、福生市監査基準（令和 2 年 3 月 26 日決定）に準拠し監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかということについては、重要な点においておおむね認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1 指摘事項

(1) 事業計画書の提出について

基本協定書第 29 条では、指定管理者は年度ごとにあらかじめ、必要事項を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前年度の 9 月までに提出して市の承認を得なければならないとなっているが、指定管理者からは収支計画書の提出はあったが、事業計画書については提出されていなかった。所管課は予算に関するだけでなく、収支の基となる事業の計画や執行体制等について把握しておくことも重要であることから、基本協定書の規定どおり適切に対応されたい。

2 意見・要望等

(1) 災害発生時における一時滞在施設の運営について

市と指定管理者は、平成 31 年 3 月 12 日付けで「災害発生時における一時滞在施設の運営に関する協定」を結んでおり、同協定書第 3 条において、指定管理者は一時滞在施設の運営を行うこととなっているが、運営についてのマニュアルは整備されていない。災害が起きた際の混乱を回避するためにも、指定管理者は所管課及び防災危機管理課と調整を行い、運営マニュアルの作成について早急に対応されるよう要望する。